

質問回答書

令和 2年 5月 19日

件 名 2別所配水場自家発電設備更新工事

番号	図面番号等	質問	回答
1	特記仕様書「第5節 工事 1.一般 2)機械 の工作、据付等	「本工事に使用する機械類は、すべて神栖市が指定するメーカー製品であるため」と有りますが、メーカーリスト等がございましたらご教示ください。	更新する設備・機器については、施工前にメーカー製品の承認申請を市にして頂き（一般事項5）、それにより指定品となります。よって、承認申請を受け付ける機器については、第4節機器仕様に準じたものであればメーカーは問いません。施工に影響のある機械類(既存品)については、元請は荏原実業(株)で、撤去予定品はヤンマー(株)製6HALとなります。さらに微細な部品のメーカーを知りたい場合は個別にお問い合わせください。
2			
3			
4			